

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日からA所在のB会社に雇用され、同社C支店のサービスアドバイザーとして勤務していたところ、平成○年○月○日午後6時50分頃、勤務先からの帰宅途中、最寄り駅であるD線E駅に徒歩で向かっていたところ、バックしてきた自動車と接触し負傷（以下「本件災害」という。）した。

請求人は、当日F病院に受診し「腰部打撲傷、左肘関節部打撲傷、左手関節部打撲傷」と診断され、同月○日G整形・形成外科に受診し、「腰椎捻挫、左肘挫傷」と診断され、その後、複数の医療機関において、加療を続けた。

請求人は、平成○年○月○日以降の療養給付と同日から同月○日までの休業給付の請求をしたが、監督署長は、請求人の傷病は平成○年○月○日をもって治癒しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が平成○年○月○日をもって治癒しているとして、その後の療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害は、平成○年○月○日午後6時50分頃、勤務を終えて、勤務先から最寄り駅に徒歩で向かっていた請求人がバックしてきた自動車と接触して負傷したというものであり、同人は、当日F病院に受診し「腰部打撲傷、左肘関節部打撲傷、左手関節部打撲傷」と診断され、同月○日G整形・形成外科に受診し、「腰椎捻挫、左肘挫傷」と診断されたことが認められる。

(2) 上記の本件災害の状況に鑑みると、当審査会としても、請求人の負傷の程度は、H医師が平成○年○月○日付け鑑定意見書で述べるように軽症であり、急性期はせいぜい3週間程度とみるのが相当であると判断する。

請求人の療養の経過をみると、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、平成○年○月○日から同年○月○日までのG整形・形成外科における治療内容と同月○日から同年○月までのI整形外科の治療内容には大きな差異は認められず、請求人の訴え（腰の痛みやしびれ、肘の曲げ伸ばし時における痛み）に対する対症療法であると認められる。

(3) 労災保険法上の治癒とは、「傷病がなおったときとは、その症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったとき（症状固定日）をいう。」と解されているところ、上記のとおり、請求人の負傷の急性期はせいぜい3週間であると認められること、及び治療の内容は対症療法であると認められることから、監督署長が請求人の本件傷病は遅くとも平成○年○月○日をもって治癒したと認定したことは、妥当であると判断する。

(4) なお、一件資料に基づき子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見出すことができなかったことを付言する。

3 以上のとおりであるので、治ゆ後の療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。